

【書式49-4】間接強制申立書（扶養義務等にかかる金銭債務の場合－将来6か月分が含まれる場合）

間接強制申立書

収入
印紙

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第21部 御中

債権者代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり（※省略）

申立ての趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、次の(1)及び(2)の各金員を支払わなければならない。
 - (1) 金〇〇円
 - (2) 令和〇年〇月〇日から同年〇月末日まで毎月末日限り金〇〇円
(債務名義表示の義務を記載)
- 2 債務者が本決定送達の日から〇日以内に前項(1)の金員の全額を支払わないときは、債務者は債権者に対し、金〇〇万円を支払え。
- 3 債務者が第1項(2)の各月ごとの金員の全額を同項の期限内に支払わないときは、債務者は債権者に対し、各月分全額の支払がされないごとに各金〇〇円を支払え。

申立ての理由

債務者は、債権者に対し、執行力ある債務名義正本（東京法務局所属公証人〇〇〇〇作成の令和〇年第〇号〇〇契約公正証書正本）の第〇条に基づく扶養義務に係る支払義務があるところ、債務者は令和〇年〇月分から令和〇年〇月分までの支払を怠り、未払額が合計金〇〇万円となっている。

債務者は借家住まいであり、現在の勤務先も申立人に明かさないことから、債権者は、本件債権について直接強制によらず、間接強制の申立てをする。

なお、債権者は、債務者の履行遅滞によって、住居の家賃滞納を招いてしまい、転居せざるを得なくなった結果、少なくとも金〇万円の損害を受けている。

よって、民事執行法167条の15及び16に基づき申立ての趣旨記載の裁判を求め
る。

添付書類

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 執行力のある公正証書正本 | 1通 |
| 2 | 上記送達証明書 | 1通 |
| 3 | 申述書 | 1通 |